

# 行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱

平成 26 年 7 月 15 日告示第 83 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、市内の木造戸建て住宅の性能向上改修又は建替え等に伴う除却工事（以下「性能向上改修工事等」という。）の実施に要する費用の一部を補助することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくりに資するため、行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和 62 年 6 月行橋市告示第 35 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する建築士が住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 性能向上改修工事

次に掲げる工事をいう

ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

イ 省エネ改修工事 開口部又は躯(く)体等の断熱化及び設備の効率化に係る工事等、木造戸建住宅の省エネ性能の向上を図る工事をいう。

(3) 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃貸等により確保することをいう。

(4) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法で建築された木

造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものに限る。）を含む。）をいう。

- (5) 施行者 木造一戸建て住宅の所有者その他市長が住宅の性能向上改修が必要と認める者で、性能向上改修工事等を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、施行者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を過去に受けたことがないもの
- (2) 市税その他の公租公課を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が役員となっていない法人その他の団体

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当しない施行者（同項第2号及び第3号に該当する施行者に限る。）を補助対象者とすることができる。

(補助対象住宅及び補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造一戸建て住宅（以下「補助対象住宅」という。）の性能向上改修工事等に要した費用について交付する。ただし、性能向上改修工事においては、原則として耐震改修工事と省エネ改修工事を合わせて行う工事とする。

- (1) 市内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであること（昭和56年6月1日以後に増改築等を行ったものを含む。）。

- (3) 補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (4) 性能向上改修工事については現に居住者がいること又は性能向上改修後に居住する予定の者がいること、建替え等に伴う除却工事については申請時点で居住していること及び除却後は地震に対する安全性が確保された住宅等へ住替え等を行うこと。
- (5) 性能向上改修工事等により建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。
- (6) 地階を除く階数が 2 以下であること。
- (7) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満であること（建替え等に伴う除却工事については、令和 6 年 1 月 30 日国住市第 40 号により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、倒壊の危険性があると判断したものを含む）。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、次の表の左欄の工事に要する費用（建替え等に伴う除却工事においては、補助対象住宅の解体及び撤去に要する費用又は補助対象住宅の性能向上改修工事に要する費用のいずれか低い方）の同表中欄に掲げる率に相当する額とし、同表右欄に掲げる金額を限度とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

工事区分	補助対象経費	補助率	上限額
性能向上改修工事	耐震改修工事に係る経費	当該経費の 50%	60 万円
	省エネ改修工事に係る経費	当該経費の 25%	20 万円
建替え等に伴う除却工事	性能向上改修工事に係る経費と除却工事に係る経費のいずれか低い方	当該経費の 23%	30 万円

(性能向上改修工事等の事前協議)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、性能

向上改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により性能向上改修工事等を中止する場合には、速やかに行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請取下書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定を取り消すものとする。

(補助金交付申請の内容の変更)

第10条 交付決定者は、事情により性能向上改修工事等の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付変更申請

書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（性能向上改修工事等の遂行）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に性能向上改修工事等を行わなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、必要と認める場合においては、性能向上改修工事等の工程を指定し、検査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該性能向上改修工事等が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修工事等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書（様式第9号。以下「補助金交付

請求書」という。) に関係書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、前条に規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第 12 条第 2 項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項(第 3 号を除く。)の規定は、第 14 条に規定する補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 市長は、前 2 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金返還命令書(様式第 11 号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第 19 条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。